

長崎県内生産品登録要領

(目的)

第1条 本要領は、県内の経済の活性化を促進する観点から、土木・建築用県内産資材の利用促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

ただし、本要領は県内生産品の登録を受けた資材・製品について長崎県が品質を保証するものではない。

(定義)

第2条 この要領において「登録」とは、原則として事業者からの申請に基づき、一定の基準(以下「登録基準」という。)に適合するものについて、「県内生産品」として登録することをいう。

(申請資格)

第3条 登録の対象となる県内生産品の生産又は製造を行う事業者とする。

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、別表1の書類を1部作成のうえ、長崎県土木部長(以下、土木部長とする)に提出するものとする。

(登録の審査)

第5条 土木部長は第4条の規定による申請があった場合は、申請者が第3条に規定する資格及び別紙1登録基準を満たすかどうかを審査するものとする。

(登録の決定)

第6条 土木部長は第5条の規定による審査で登録基準に適合すると認める時は、申請のあった建設資材等を県内生産品として登録し、当該申請者に対し県内生産品登録書(以下「登録書」という。)(様式第5号)を交付するとともに、登録県内生産品及び登録を受けた資材の生産又は製造を行う事業者を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

- 2 土木部長は審査で登録基準に適合しないと認められたときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知(様式第4号)するものとする。

(登録の有効期限及び登録更新)

第7条 第6条第1項の規定による登録の有効期限は、申請日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、有効期限の切れる年度の12月から1月末までに、土木部長へ別表2に定める更新申請書一式を提出するものとする。し、適正と認められた場合は更新申請を行った年度の翌年度の3月31日まで県内生産品の登録を更新することができる。

- 2 土木部長は第7条第1項の規定により提出された更新申請書について、適正と認める場合は、更新通知書(様式第11号)を事業者へ通知するものとする。なお、登録更新の有効期限は、更新申請を行った年度の翌年度の3月31日までとする。

(申請内容の変更)

第8条 登録を行った者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録申請事項変更届出書(様式第6号)を土木部長にすみやかに提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称もしくは代表者を変更したとき。
- (2) 登録県内生産品の生産、製造を中止または廃止したとき。
- (3) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(登録の表示)

第9条 登録を行った者は、県内生産品の包装もしくは容器、製品自体、県内生産品を製造又は販売する事業場等に当該製品が県内生産品登録品であることを表示することが出来る。

(調査)

第10条 土木部長は登録を行った県内生産品を製造している者及び登録を行った製品を製造している工場について、必要に応じ臨時の立入調査を行うことができる。

- 2 登録された資材・製品を製造している工場及びその事業者は、正当な理由なく前項の調査を拒否することができない。

(登録の取り消し)

第11条 土木部長は登録を行った県内生産品及びその製造を行う事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事業者が登録を行ったすべての県内生産品について登録を取り消すことができる。

- (1) 登録を受ける要件、資格を欠くに至ったとき。
- (2) 登録基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請により登録を行ったとき。
- (4) 第10条の規定による調査を正当な理由なく拒否したとき。
- (5) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

- 2 土木部長は登録を取り消す場合は、登録取消通知書(様式第7号)により通知する。
- 3 土木部長は登録を取り消す場合は、その対象となる県内生産品及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。
- 4 第1項の規定に該当することにより登録を取り消された者は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな登録を行うことができない。

(登録を受けた者の責務)

第 12 条 登録を行った事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなくてはならない。

(1) 第10条の規定による調査、検査が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

(2) 長崎県が発注する公共工事に納入した県内生産品が、県内産であることを証明できるように製品・書類の管理に努めなくてはならない。

2 登録を行った県内生産品の品質、流通、販売等において問題が生じたときは、登録を行った事業者がその責任を負うものとする。

(登録の特例)

第 13 条 土木部長は第4条から第6条の規定による手続きによらず、登録基準に適合すると認められた県内生産品について、当該事業者等の承諾を得て登録又は更新登録することができる。

(通知書に対する質問)

第 14 条 事業者は土木部長より第6条第2項による不登録通知書または、第11条第2項による登録取消通知書の内容について疑義がある場合は、通知を受けた日より14日以内(土日祝日を含む)に様式第8号により説明を求めることができる。

2 土木部長は、前項による説明を求められた日から14日以内(土日祝日を含む)に様式第9号により回答する。

別表1

県内生産品登録申請書	(様式第1号)
県内生産品登録申請調書	(様式第2号)
登録取消同意書	(様式第3号)
カタログ等製品の紹介資料(必要に応じて添付可能)	

別表2

県内生産品登録更新申請書	(様式第10)
--------------	---------

(様式第11号)

建企 第 号
令和平成 年 月 日

氏 名 様
(法人、団体は名称及び代表者の職・氏名)

長崎県土木部長

県内生産品登録更新通知書

「長崎県内生産品登録要領」第7条第2項の規定に基づき、~~下記のとおり~~県内生産品の更新しましたので通知します。

記

1. 更新県内生産品

工場名		
資材・製品名	規格	登録番号
入力是一般名		
(例)U型側溝		0203-0001
AE減水材		0104-0012
L型擁壁		0203-0561

12. 有効期限 令和 年 月 日 まで
~~平成 年 月 日 まで~~